

効率的に働いて、 しっかり休める 職場作りに 取り組みましょう!

厚生労働省では、昨年度に引き続き、静岡県において「平成27年度地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を行います。島田市及び川根本町での本事業の取り組みとともに、8月21日(金)の「県民の日」をはじめとする8月の期間にあわせ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図る環境づくりを支援します。



年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

年次有給休暇の計画的付与制度とは年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入で、休暇取得の確実性が高まり、従業員にとっては予定した活動を行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

2015 8 CALENDAR						
S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月21日(金)は「県民の日」

今年(2015年)は県民の日(8月21日)に年次有給休暇を取得すると、土日と組み合わせ3連休にすることも可能です。

休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう!

休暇の取得促進に向けて、それぞれの立場で皆様が当事者となって取り組むことが必要です。具体的には下記のような取り組みが考えられます。

- 1 経営トップによる社内への休暇取得促進の呼びかけ
- 2 管理者が率先して休暇取得
- 3 労働組合による企業、労働者への働きかけ
- 4 パースデー休暇や半日休暇など多様な休み方の採用

働き方・休み方改善ポータルサイトを活用して、働き方改革に取り組みませんか。地域における休暇取得促進事例も掲載しています。

働き方・休み方改善ポータルサイト
<http://work-holiday.mhlw.go.jp>

検索